

検査官からのメッセージ

「海外検査と職場環境」

審査会では、主に国内監査事務所の検査を行うとともに、日本において資金調達等を行う外国会社等の会計監査を行っている外国監査法人等に対する報告徴収・検査も行っており、私が公認会計士監査検査官として関わった外国監査法人の検査についてご紹介します。

外国監査法人の検査は、当該法人が所在する国に出張して行いますが、外国監査法人等が属する国の監査監督当局が存在するため、検査に先立ち当該当局と協議し、検査内容や実施時期について調整を行います。また、立入検査前日に当局を訪問し情報交換を行うとともに、検査終了後には検査結果について共有しています。

外国監査法人の検査は人員と立入期間が限られていることから、立入検査の前に、資料の入手・検討・分析を十分に行うことが求められます。立入検査では、検査対象の外国監査法人の協力のもと、検査先の責任者等と十分に協議を行うことにより、外国監査法人の業務運営方針や文化・環境の違いを理解し、個別監査業務についても予定の期間で効率的に検査を実施することができました。現地では迅速な資料の確認、判断が求められ、スケジュールを管理しつつ具体的な監査手続の不備について業務執行社員等と英語で白熱した議論を行うなど、国内監査事務所の検査とは違う独特の緊張感がありました。検査班メンバーが団結し、関係者の方々に様々なサポートをいただきながら、現地の当局との検査体制や方法の違いを知るなど、密度の濃い貴重な経験ができました。



また、審査会ではワークライフバランスの推進のためのフレックス制度、休暇制度、テレワークなどの環境が整っているため、自分の業務の繁忙に合わせて勤務時間や勤務場所を選択することができます。検査先の都合や審査会で報告する資料の作成などの状況によっては就業時間外に業務を行うこともありますが、審査会の検査は、基本的に検査先の就業時間内に行うことになっているため、業務終了後に運動や趣味の時間を持つことができました。また、時間休を利用して子供の学校行事に参加したり、夏には長期に休暇を取得して、国内旅行にも行きました。

私はフレックス制度を利用して、海外検査で必要な英語の学習を進めたり、早めに退庁して観劇や買物、会食などの時間を楽しむことができました。また、新型コロナウイルス感染症感染予防対応として、テレワークを行い、通勤のストレスを感じることなく担当するプロジェクトの資料作成を自宅で行うこともありました。

審査会の検査官は、上記のように働きやすい環境で、多くの人と協働しながら様々な業務を経験することができるため、業務を通して会計士としての視野や見識を広げ、経験を活かすことにより今後の人生をより豊かにできると考えています。